

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																									
出雲医療看護専門学校		平成25年2月10日		橋本 勝信		〒 693-0001 (住所) 島根県出雲市今市町1151-1 (電話) 0853-25-7034																																									
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																									
学校法人大阪滋慶学園		昭和62年3月31日		理事長 浮舟 邦彦		〒 532-0003 (住所) 大阪府大阪市淀川区宮原1-2-8 (電話) 06-6150-1301																																									
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																																										
医療	医療専門課程	看護学科		平成26年文部科学省 認定	-																																										
学科の目的	生命の尊厳と人間愛を基盤に、豊かな人間性を養い、高い倫理観の基に専門職業人を育成する。更に科学的根拠に基づいた知識・技術が看護の対象に的確に実践・支援ができる基礎的な看護実践能力を育成する。																																														
認定年月日	平成31年3月5日																																														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																																								
3年	昼間	3090	2025	30	1035	0	0																																								
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																																									
240人		212人	0人	15人	112人	127人																																									
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 評価は優・良・可・不可とする。 評価の方法: <small>課題提出状況、筆記試験で総合的に評価し、科目出席時間が授業時間の2/3に達していない場合は評価を受ける資格を失う。</small>																																										
長期休み	■学年始: 4月1日 ■夏季: 1週間以上 ■冬季: 1週間以上 ■学年末: 1週間以上			卒業・進級条件	卒業要件:																																										
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 入学前はプレカレッジや学びのセミナーの実施、入学後は学習態度や欠席が続く場合など、担任が学生や保護者と面談し原因を把握し、学科で共有し対応する。			課外活動	■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 学園祭実行委員会・学友会・ボランティア ■サークル活動: 有																																										
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、出雲徳洲会病院、安来第一病院 など ■就職指導内容 就職フェアの開催、進路相談、キャリアデザイン講座、小論文対策、模擬面接、小論文対策など ■卒業生数 58 人 ■就職希望者数 55 人 ■就職者数 55 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 94.8 % ■その他 ・進学者数: 3人 ・島根県立大学 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>58人</td> <td>58人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 「全国看護学生作文コンクール」優秀団体賞			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	看護師	②	58人	58人																																
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																																												
看護師	②	58人	58人																																												
中途退学の現状	■中途退学者 5名 令和3年4月1日時点において、在学者212名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者207名(令和4年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 メンタルヘルス・進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 クラス担任の複数制による細やかな日常観察を行い、学生一人ひとりの状況変化を捉え、会議等で情報共有を行う。進路変更や学力不足の場合は、担任を中心に関わり、精神面ではカウンセラーへつなぎ、学力強化には補講を行う。			■中退率 2%																																											
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 <small>※有の場合、制度内容を記入</small> 大阪滋慶育英会 受験生本人または兄弟姉妹が本校または大阪滋慶学園姉妹校に在籍又は卒業している方が対象 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 <small>※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載</small> 0																																														
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 <small>※有の場合、例えば以下について任意記載</small> 評価団体: 0 受審年月: 0 評価結果を掲載したホームページURL: 0																																														
当該学科のホームページURL	https://www.icmn.ac.jp/course/nursing/																																														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専門性の高い授業科目においては近隣の医学部附属病院の講師を中心に最新の知識をもとに受講することができている。臨地実習においては実習指導者会議や実習前から指導者との連携を図り、学生の能力に合わせた受け持ち患者の選択を行い、到達目標を達成できるように工夫している。専門性の高い外部講師からの意見を通して協議した結果は、学科会議等で共有し、他科目との効果的な教育につなげるようにしている。また、教育課程編成委員会からの意見も合わせて授業科目等に反映させている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程の編成及び教育内容・教育方法等について、実践的かつ専門的な見地で業界と連携を図り、教育の質を担保するために教育課程編成委員会を設置し、高度職業教育に求められる教育について検討を行う。検討結果は学科で審議し、学科長会議で承認を得る。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
原 徳子	公益社団法人 島根県看護協会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
田中 真美	島根大学医学部附属病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
石田 修平	一般社団法人 島根県理学療法士会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
福田 淳	サインポスト合同会社 デイサービスサイン	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
福田 勇司	一般社団法人 島根県臨床工学技士会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
明穂 一広	島根大学医学部附属病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
西本 祥久	一般社団法人 山陰言語聴覚士協会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
影山 洋一郎	出雲市民リハビリテーション病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
橋本 勝信	出雲医療看護専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
神田 真理子	出雲医療看護専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
今村 健次	出雲医療看護専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
落合 美枝	出雲医療看護専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
鎌田 麻美	出雲医療看護専門学校 看護学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
高田 秀志	出雲医療看護専門学校 理学療法士学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
加藤 智久	出雲医療看護専門学校 臨床工学技士学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
糸賀 亜美	出雲医療看護専門学校 言語聴覚士学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
堀内 あさみ	出雲医療看護専門学校 看護学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
太田 珠代	出雲医療看護専門学校 理学療法士学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
中山 弘幸	出雲医療看護専門学校 臨床工学技士学科	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
内井 亮	出雲医療看護専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (6月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年6月11日 13:00～14:30

第2回 令和4年12月3日 14:00～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会などの意見を参考に、より実践に近い形で演習が行えるようにシラバス内容の再検討を行っている。また、新カリキュラムに伴い、コミュニケーション力を身につけるための基礎科目の充実とともに「チーム医療論」を1年次から学ぶことで早期から多職種連携に関する学びを深めていけるよう調整を行っている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習・演習においては、事前に学習目的と目標・学習内容について講師・実習施設へ示し、理解を得るようにしている。また、学生のレディネスを説明し、個々の学生状況においても共通理解を図りながら、学生が学習目標に到達できるよう、講師・実習指導者と教員が意見交換をしながら連携を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習においては事前に実習指導者会議を開催し、施設ごとに担当する一定の教員を配置し実習科目の理解と学生理解ができるように努めている。実習における学修成果は実習計画に基づき、その都度実習指導者と担当教員で確認しながら双方向の協議を行い、最終評価も協議の上で決定している。外部講師による演習では、事前の打ち合わせや確認を外部講師と行うとともに意見を演習に反映できるように必要時は教員が加わり演習環境を整えている。演習時の学習成果について意見交換を行い評価に繋げている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
精神看護学実習	精神に障がいのある対象の特徴を理解し、その関わりの意味や方法などを学ぶとともに自己理解を深め、精神看護の基礎的能力を養う。地域包括支援及び他職種による支援の理解することができることを目的としている。	島根県立こころの医療センター アトリエール ふあっと そうゆう 他
小児看護学実習Ⅰ・Ⅱ	健康障害をもつ子どもの成長・発達を考慮した看護を行うための知識・技術・態度を学ぶ。保育所実習や病院実習を通して成長・発達過程にある子どもとその家族の理解を深め、成長・発達および健康の状態に応じた看護の役割を学ぶ。	島根大学医学部附属病院 あすなろ会あすなろ第2保育園 みその児童福祉会出雲聖園マリア園 他
母性看護学実習	妊婦、産婦、褥婦および新生児の生理的変化を理解し、対象に応じた健康保持増進のための看護を実践できる基礎的能力を養う。	島根大学医学部附属病院 島根県立中央病院 大田市立病院 松陽台佐藤クリニック 他
成人看護学実習Ⅲ	疾病からの回復が困難、もしくは人生最期の時にある患者の発達段階をふまえて、身体的・心理的・社会的側面から理解する。また、患者およびその家族に対して、苦痛に向き合いながらも、安寧に過ごすことができるように、QOL維持にむけての看護援助について学ぶ。	出雲市立総合医療センター 出雲徳洲会病院 島根大学医学部附属病院 島根県立中央病院
成人援助論Ⅳ	人々の苦痛に対して全人的苦痛という包括的な概念のもと緩和ケアが導入となりチーム医療の推進が求められている。実習病院の緩和ケア認定看護師による終末期の苦痛と緩和に関する知識・技術を演習を通して学ぶ。	島根大学医学部附属病院 緩和ケア認定看護師2名

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「研修教育規定」に基づき、本校に勤務する教職員に対して、研究教育を計画的に実施することにより、現在ある食または将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技術を修得し、教職員の能力、資質等の向上を図る。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： コロナ禍で外部研修中止

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： コロナ禍で外部研修中止

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： コロナ禍で外部研修中止

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： コロナ禍で外部研修中止

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校が選任した評価委員からなる学校関係者評価委員は、本校の自己評価結果を評価し、その客観性や透明性を高めることを目的とする。そして評価の過程を通じて今後の学校運営の改善などに活かすとともに、特色ある学校づくりができるよう位置づけている。学校関係者評価委員会を開催するにあたり、本校の評価結果を説明することはもとより、できる限り豊富な情報の中で評価いただくよう、関連資料を準備し、学校を知る機会をふやしていくように心がけている。学校として、評価結果を共有し、HPで情報公開も行い、学校として課題の優先度を検討し、改善策を立てていく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	I 教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	II 学校運営
(3) 教育活動	III 教育活動
(4) 学修成果	IV 学習成果
(5) 学生支援	V 学生支援
(6) 教育環境	VI 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	VII 学生の募集と受入れ
(8) 財務	VIII 財務
(9) 法令等の遵守	IX 法令遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	X 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

自己点検自己評価より、評価の低い項目に対しては、委員の方がより質問ならびに助言をいただくことにより、学校および教職員の質の向上を図り、学校運営方針などの再構築を行う。また、自己点検自己評価を行うにあたり、教職員の各項目に対する理解を深めることと、その取り組みに対して、各委員にもご理解いただくとともに、より良い学校運営のためにさらなる連携を図り、助言をもらえるようにしていきたい。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
中尾 靖	医療法人徳洲会 出雲徳洲会病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	卒業生代表
湯座 奈央		令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	保護者代表
吉田 英司	学校法人長島学園 出雲西高等学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	高等学校関係者
打田 祥一	今市コミュニティーセンター	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	地域関係者
原 徳子	公益社団法人 島根県看護協会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	業界関係者
石田 修平	一般社団法人 島根県理学療法士会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	業界関係者
福田 勇司	一般社団法人 島根県臨床工学技士会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	業界関係者
西本 祥久	一般社団法人 山陰言語聴覚士協会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	業界関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://www.icmn.ac.jp>

公表時期: 令和4年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校と連携する企業等地域住民に対して、本校の理解を深めてもらうとともに、関連施設企業との連携、協力をより推進していくために、本校の学校運営全般にわたり広く情報を提供していく。提供にあたり、専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドラインの項目に沿い、わかりやすく丁寧に提供するために項目ごとの内容をよく吟味し、ホームページにて情報公開していく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1. 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	2. 各学科の教育
(3) 教職員	3. 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	4. キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	5. 教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	6. 学生サポート
(7) 学生納付金・修学支援	7. 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	8. 財務状況
(9) 学校評価	9. 学校評価
(10) 国際連携の状況	10. 国際教育
(11) その他	11. その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://www.icmn.ac.jp>

公表時期: 令和4年9月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			論理学	ものごとを正しく考えるための思考の法則や存在と思考の関係・世界と人間のあり方など関連づけて学ぶ。	1・前	30	1	○			○		○	
2	○			看護と人間工学	人間が行動を起こし、動作する場合における安全・安楽を追求する。人間工学の基礎を通し、看護に必要なボデイメカニクスの原理を学ぶ。	1・前	15	1	○			○		○	
3	○			情報科学と統計学	コンピュータの基本的動作を理解し、アプリケーションソフトウェア利用法、情報・データ収集処理方法・文献検索方法を学ぶ。	1・前後	30	1	○	△		○			○
4	○			哲学	哲学的なものの見方や考え方を学び、客観的で論理的な思考と自己表現等の哲学的方法に慣れ、「他者」に対する意識を高める。	1・前	30	1	○			○			○
5	○			環境学	自然環境、社会環境、都市環境など、人間の生活を取り巻く環境とその人間、動植物への影響について学ぶ。	1・前	15	1	○			○			○
6	○			人間心理学	人間の行動から内面の心理を推測する方法を駆使することを通して、行動の科学としての心理学の基本的な考え方を身につける。	1・前後	30	1	○			○			○
7	○			人間関係論	人間関係を学ぶ事で、援助者である自分自身の理解と成長を期待する。また、看護場面における援助関係を円滑に築くための基礎を学ぶ。	1・前後	30	1	○	△		○			○
8	○			教育学	人間は生涯学び続ける存在であることを理解し、その発達過程、発達課題を学ぶ。可能性を引き出すための教育の意義、方法を学ぶ。	1・前後	30	1	○			○			○
9	○			家族と社会学	社会的存在としての人間や生活の基盤としての家族とその関係、家族アプローチ、サポート、家族アセスメントについて学ぶ。	1・前後	30	1	○			○			○
10	○			異文化コミュニケーション	他国の人々の文化や思考方法を理解し、民族、文化との関係を学ぶ。	2・前後	30	1	○	△		○			○
11	○			英語と英会話	病院・施設で使われる医療英語に対応するための基礎的な知識を学ぶ。	2・前後	30	1	○	△		○			○
12	○			音楽とリラクゼーション	音楽活動をとおして、自分自身のコントロールと看護援助をしていくための手ごかりを学ぶ。	2・前後	30	1	○	△		○			○





43	○		生活援助論Ⅱ	身体の清潔、活動・休息について対象が健康生活を送るために必要な援助の方法を学ぶ。	1・前	30	1	○	△	○	○							
44	○		診療の補助技術	健康を促進するために必要な診療（検査・治療・処置）の補助行為に関わる援助方法の基本について学ぶ。	1・後	30	1	○	△	○	○							
45	○		臨床看護技術Ⅰ	様々な健康上にニーズを持つあらゆる年齢層の人々に既習の基本的な看護の考え方や知識・技術を統合して応用するプロセスや実践を学ぶ。	1・前	30	1	○	△	○	○							
46	○		臨床看護技術Ⅱ	既習の基本的な考え方や知識・技術を統合して応用する看護実践や医療機器の取り扱いについて学ぶ。	2・前	30	1	○	△	○	○							
47	○		基礎看護学実習Ⅰ	入院中の対象に必要な日常生活援助について学ぶ。	1・後	45	1			○	○	○	○					
48	○		基礎看護学実習Ⅱ	疾病を持ち、治療をうけている患者の看護に必要な援助を学ぶ。	2・前	90	2			○	○	○	○					
49	○		成人看護学概論	成人における成長と発達、身体機能の特徴と生活行動を関連させて理解し、生活者としての活動や価値観、健康教育について学ぶ。	1・後	30	1	○		○	○							
50	○		成人援助論Ⅰ	周手術期、救命救急、終末期看護に共通する視点から、成人が極めて深刻なセルフケア困難に陥っているときの看護について学ぶ。	2・前	30	1	○	△	○	○							
51	○		成人援助論Ⅱ	外傷や疾病により、セルフケア低下の状態に陥った中途障害者が、「その人らしく生きていく」ための看護支援について学ぶ。	2・前	30	1	○	△	○	○							
52	○		成人援助論Ⅲ	セルフマネジメントの基本的な考えとアセスメントの視点、患者の力を引き出す実践、活用する理論、患者教育などのあり方や方法を学ぶ。	2・前	30	1	○	△	○	○							
53	○		成人援助論Ⅳ	呼吸器、血液、造血器に疾患を持つ患者の看護を学ぶ。	2・後	30	1	○	△	○	○	△						
54	○		成人看護技術	事例による成人看護に必要な日常生活援助技術や診療上の補助技術を学ぶ。	3・前	30	1	○	△	○	○							
55	○		成人看護学実習Ⅰ	慢性疾患や障害があり、生涯にわたり生活を再調整・維持する必要のある対象の健康問題の解決にむけた看護を学ぶ。	2・前	90	2			○	○	○	○					
56	○		成人看護学実習Ⅱ	急激な健康破綻をきたした患者と家族に対して、患者の心身の状況と特徴を理解し、心身の安定と、回復過程をたどるための看護を学ぶ。	3・前	90	2			○	○	○	○					
57	○		成人看護学実習Ⅲ	疾病からの回復が困難、もしくは人生最期の時にある患者・家族の苦痛や苦悩や状況を理解し、QOLの向上を目指した看護を学ぶ。	3・前	90	2			○	○	○	○					

58	○		老年看護学 概論	ライフサイクルの中で老年期をとらえ、身体的変化だけでなくその人の人生や環境など総合的に理解し、高齢者の健康と生活を支える看護師の役割と看護を学ぶ。	1・前	30	1	○	△	○	○							
59	○		老年援助論Ⅰ	高齢者の健康状態の評価をし、日常生活機能の低下を予防しその人らしい生活を全うできるよう、老年看護の基本的知識技術を学ぶ。	1・後	30	1	○	△	○	○							
60	○		老年援助論Ⅱ	健康障害をもった高齢者に生じやすい健康問題を理解し、問題解決に向けて必要な知識・技術を学ぶ。	2・前	30	1	○	△	○	○							
61	○		老年援助論Ⅲ	老年期にある健康障害を持った患者の健康上の問題を理解し、看護実践できる基礎的知識・技術・態度を学ぶ。	2・前	15	1	○	△	○	○							
62	○		老年看護学 実習Ⅰ	高齢者が生活している場と家族や保健・医療・福祉その他の関連機関との連携や役割について学ぶ。	1・後	90	2			○	○	○	○					
63	○		老年看護学 実習Ⅱ	老年期の患者の特徴を捉え、問題解決思考のプロセスを踏み看護過程の展開する方法を学ぶ。	2・後	90	2			○	○	○	○					
64	○		小児看護学 概論	子どもの成長・発達、子どもの権利、小児保健の制度を理解し、子どもと家族の健康な生活への支援について学ぶ。社会の中で子どもをめぐる問題から看護の役割を学ぶ。	1・後	30	1	○			○							
65	○		小児援助論Ⅰ	健康問題が子どもと家族に及ぼす影響について理解し、子どもの疾病の経過に応じた看護や特徴的な症状に対する看護について学ぶ。	2・前	15	1	○			○							
66	○		小児援助論Ⅱ	さまざまな状況にある子どもと家族を理解する。子どもの成長・発達や健康の状態に応じた日常生活援助や診療に伴う援助について学ぶ。	2・後	30	1	○	△	○	○							
67	○		小児援助論Ⅲ	子どもの主な疾患と治療を学び、事例を用いた看護過程を展開して、子どもとその家族への看護援助を導くことができるようにする。	2・後	30	1	○	△	○	○							
68	○		小児看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	保育所実習や病院実習を通して、成長・発達過程にある子どもと家族を理解し、成長・発達および健康の状態に応じた看護の役割を学ぶ。	3・前	90	2			○	○	○	○					
69	○		母性看護学 概論	女性の身体的および心理・社会的特性から女性の健康やリプロダクティブヘルス・ライツを理解する。	2・前	30	1	○	△	○	○							
70	○		母性援助論Ⅰ	妊娠、分娩期の正常な経過を学び、母子に対する看護を理解する。	2・後	30	1	○	△	○	○							
71	○		母性援助論Ⅱ	産褥期・新生児期の生理的変化および経過と看護実践を学習する。	2・後	30	1	○	△	○	○							
72	○		母性援助論Ⅲ	妊娠期、分娩期、産褥期、新生児期に起こりやすい異常と看護を理解する。	3・前	15	1	○	△	○	○							

73	○		母性看護学 実習	妊婦・産婦・褥婦と新生児が生理的変化に 適応していくプロセスと健康の保持・増進 していくための看護の実際を学ぶ。	3 ・ 前	90	2			○		○	○	○	
74	○		精神看護学 概論	精神障害の基本的考え方とこころの健康に ついて理解し、人権擁護の重要性や精神看 護を考える基盤となる知識を学ぶ。	2 ・ 前	30	1	○	△		○		○		
75	○		精神援助論Ⅰ	精神障害の診断と看護、ケアの原則、対人 関係、治療的関係について学ぶ。	2 ・ 後	15	1	○	△		○		○		
76	○		精神援助論Ⅱ	精神障害のある対象者の安全な環境、緊急 事態の対処、ケアについて学ぶ。	2 ・ 後	30	1	○	△		○			○	
77	○		精神援助論Ⅲ	セルフケア理論を活用し、患者の自立・回 復を促すための支援方法や地域における精 神看護、災害保健福祉活動について学ぶ。	2 ・ 後	30	1	○	△		○		○	△	
78	○		精神看護学 実習	精神に障害をもつ対象とその家族の問題を 理解し、精神保健福祉の機能とそのひと自 身が生活を再獲得していく力を支援する看 護を学ぶ。	3 ・ 後	90	2			○		○	○	○	
79	○		在宅看護概論	対象がよりよい生活をするための社会資源 の活用と他職種との連携・調整の必要性、 看護の役割を理解し、在宅看護の基礎を学 ぶ。	2 ・ 後	15	1	○			○		○		
80	○		在宅援助論Ⅰ	在宅療養者と家族を対象とした在宅看護を 展開するためのアセスメント、看護計画、 在宅ケアの連携、社会資源の活用方法につ いて学ぶ。	2 ・ 後	30	1	○	△		○		○		○
81	○		在宅援助論Ⅱ	在宅療養者やその家族に対する看護に必要 な基本的看護技術を学ぶ。	2 ・ 後	30	1	○	△		○			○	○
82	○		在宅援助論Ⅲ	在宅看護に必要な在宅療養者・家族及び介 護者についてのアセスメント・実践・評価 を学ぶ。	3 ・ 前	30	1	○			○		○		
83	○		在宅看護論 実習	地域で療養する対象とその家族に、在宅に おける生活を維持するための看護を学ぶ。	3 ・ 前	90	2			○		○	○	○	
84	○		看護管理	看護マネジメントの目的を理解し、資源活 用や医療チームに関わる人々との協働・調 整について学ぶ。	3 ・ 前	15	1	○			○			○	
85	○		医療安全	医療における「安全」を理解し、日常の看 護・医療の場で発生しやすい事故と必要な 安全対策の基礎的知識を学ぶ。	3 ・ 前	30	1	○			○			○	
86	○		災害看護・ 国際看護	災害の種類や特徴を理解し看護の役割を学 ぶ。また、世界の健康問題とそれに対する 看護の現状と課題を知り、異文化の中での 看護を学ぶ。	3 ・ 後	30	1	○	△		○			○	
87	○		総合看護技術	卒業後臨床現場に適応できるよう技術を習 得する。国家試験に向けて必要な知識を習 得する。	3 ・ 後	30	1	○			○		○		

88	○		統合実習	成人・老年期の対象がもつ健康問題を全体的に把握し、総合的な看護援助を学ぶ。	3 ・ 後	90	2			○		○	○	○
合計				88 科目		3090時間		(99単位)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
本校の教育課程を修了した者で、本校の定める授業科目、単位数を履修し、授業科目各々の単位を認定され、修業年限3年、在学年限内で卒業判定会議で認定された者。		1学年の学期区分	2期
履修方法：全て必修科目である。		1学期の授業期間	23週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。